

## ～事業主と従業員の皆様へ～

# 個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収の実施をお願いします

管内各町と日高振興局では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収未実施の事業主の皆様へ、共同して特別徴収の実施の働きかけを行っています。

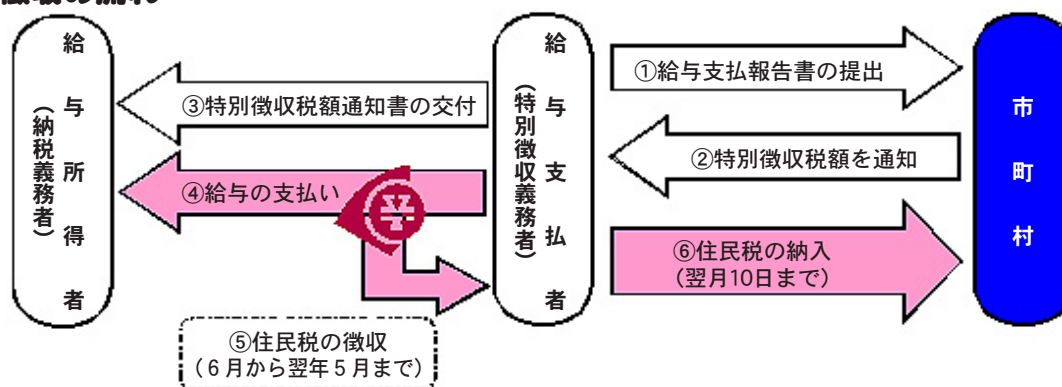
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税（一般的に「住民税」と呼ばれます。）は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。（地方税法第321条の4）

## 特別徴収とは

事業主の皆様が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業主の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

## 特別徴収の流れ



詳しい内容につきましては、税務課課税グループ 電話 01456-2-6184 へお問い合わせください。



平成25年10月1日(火)

# 住宅・土地統計調査

総務省統計局（北海道・日高町）では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

一定の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に、調査員がお伺いします。

調査員が調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入、又は、インターネットでの回答をお願いします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

総務省統計局ホームページ <http://www.stad.go.jp>

【お問合せ先】日高町役場 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ

TEL 01456-2-6181

総務省統計局・北海道・日高町からのお知らせです

## 大規模な建築物などに耐震診断の実施が義務化されます

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化されます。報告先は、所管行政庁（建築基準法の特定行政庁と同様）となります。

\* 改正法の詳細は国土交通省のHPまで

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CASLLNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130714&Mode=0>)

### ○ 耐震診断の義務化対象建築物

1 昭和56年5月以前に着工された建築物

2 対象となる建築物の例

(1) 不特定多数の方が利用する大規模な建築物等（主なもの）

用途	階数	床面積の合計
下記以外の用途	3以上	5,000㎡以上
幼稚園・保育園	2以上	1,500㎡以上
小中学校	2以上	3,000㎡以上
老人ホームなど	2以上	5,000㎡以上

\* 行政庁（所管行政庁）への報告期限は平成27年12月31日

(2) 道又は市町村が決める「避難路」に接する建築物・道が定める「防災拠点施設」については、別途規定する予定です。

### ○ 報告を受けた行政庁（所管行政庁）は結果を公表します。

なお、報告を行わなかった場合、また、虚実の報告を行った場合、所管行政庁から報告又は是正の命令があり、従わない場合は、罰則規定もあります。

【お問い合わせ先】 ・ 日高振興局 建設指導課 0146-22-9293（直通）  
 ・ 日高町役場 管財建築課 01456-2-6187（直通）

秋の頂上へどうぞ。

サンキニョーオートタム!!

9/20 金 発売!

【券・前後賞合わせて】

# オータムジャンボ宝くじ 3億9千万円

売り切れしだい発売終了! 2013年 新市町村振興宝くじ ●1等:3億3,000万円/前後賞各3,000万円  
 ●発売期間 9月20日(金)~10月11日(金) ●抽せん日 10月18日(金)

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

1枚300円 財団法人全国市町村振興協会